

## 東成瀬村職員の倫理保持に関する指針

### (目 的)

第1 村民との協働により村民の視点に立った村行政を実現していくためには、職員が、積極的に地域（集落、NPO、各種団体、企業等）と交流するとともに、村民からの信頼を得て、意欲と誇りを持って職務に取り組むことが重要です。

こうしたことを踏まえ、この指針は、職員が、外部の者との関係により、職務遂行の公正さに対する村民の疑念や不信を招くことのないように、自らの判断で自らの行動を適切に律することができるよう、倫理保持に関する判断基準等を定めるものです。

### (基本的な心構え)

第2 職員は、職員一人ひとりの行動が、公務に対する村民の信頼に与える影響を十分に自覚し、常に次に掲げる基本的な事項を念頭において、自らの行動を適切に律していく必要があります。

- (1) 職員は、村民全体の奉仕者であることを自覚し、村民に対して不当に差別的取扱いをしてはならず、常に公正に職務を遂行しなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、職務との具体的な利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）との関係においては、職務遂行の公正さに対する村民の疑念や不信を招くことがないように、この指針を踏まえて自らの行動を適切に律する必要があること。
- (4) 職員は、職務との利害関係の有無にかかわらず、外部の者との関係により、公務に対する村民の信頼を損なわないようにする必要があること。

### (倫理監督職員)

第3 職員の倫理保持を図るため、副村長の下に、職員の倫理を監督する職員（以下「倫理監督職員」という。）を置くものとします。

2 倫理監督職員は、職員と地域との交流の重要性に十分配慮しながら、職員の倫理保持に関して必要な措置を講ずるものとします。

- 3 倫理監督職員は、職員が、特定の団体や個人との間で、公務に対する村民の信頼を損なうような関係を持つことがないかどうかの確認に努めるとともに、必要に応じて職員の倫理保持に関する具体的な助言や指導を行うものとします。

(利害関係者)

第4 第2(3)に規定する利害関係者とは、職員の職務遂行によって直接的に利益又は不利益を受ける団体又は個人としますが、職員の裁量の余地が小さい職務に関わるものを除きます。

- 2 個々の職員についての利害関係者は、職員が職務として携わる事務の区分ごとに、次に掲げる基準により判断してください。

(1) 許認可等を行う事務

相手方が、当該許認可等を受けて事業を行っている場合、当該許認可等の申請をしている場合及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである場合

(2) 補助金等を交付する事務

相手方が、当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている場合、当該補助金等の交付の申請をしている場合及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである場合

(3) 立入検査等を行う事務

相手方が、当該立入検査等の対象となっている場合

(4) 不利益処分を行う事務

相手方が、当該不利益処分を行おうとする際の当該不利益処分の対象となっている場合

(5) 行政指導を行う事務

相手方が、当該行政指導により一定の作為又は不作為を求められている場合

(6) 契約に関する事務

相手方が、当該契約を締結している場合、当該契約の申込みをしている場合及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである場合

- 3 職員に異動があった場合は、当該異動前に当該職員の利害関係者であった者については、当該異動の日から1年間は、当該異動のあった職員の利

害関係者であるものとみなします。

- 4 他の職員の利害関係者が、自己の利益を図るために、当該他の職員への働きかけを期待して職員に接触していることが明らかである場合は、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなします。

(禁止行為)

第5 職員は、利害関係者との間で次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 利害関係者から金銭、物品、有価証券又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典、供花等を含む。）を受けること。
  - (2) 職員が適正な対価を負担せずに、利害関係者から又は利害関係者の負担により、物品又は不動産を買受けること。
  - (3) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。（利害関係者から業として貸付けを受ける場合は、無利子又は利率が著しく低いものに限ります。）
  - (4) 利害関係者以外の者に対して負う債務について、利害関係者から債務の保証や弁済、担保の提供を受けること。
  - (5) 職員が適正な対価を負担せずに、利害関係者から又は利害関係者の負担により、物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - (6) 職員が適正な対価を負担せずに、利害関係者から又は利害関係者の負担により、役務の提供を受けること。
  - (7) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、飲食、遊技、ゴルフ等による供応接待を受けること。
  - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 職員は、自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食、遊技又はゴルフ等をしようとする場合であっても、当該利害関係者が立入検査等の対象となっている場合等、職務上の利害関係の状況や行おうとする行為の内容等から、職務遂行の公正さに対する村民の疑念や不信を招くおそれある場合は、これらの行為を行ってはなりません。

(禁止行為の例外)

第6 第5第1項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる行為を行うことを禁止するものではありません。

- (1) 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品を、利害関係者から贈与されること。

- (2) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から記念品を贈与されること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から、職務遂行に必要な物品の使用等、常識的な範囲内での便宜の提供を受けること。
- (4) 職務として出席した会議等において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(私的な関係に基づく行為)

第7 第5第1項の規定にかかわらず、職員が、職員としての身分には関わらない私的な関係がある利害関係者との間で、同項に掲げる行為を行おうとする場合であって、当該利害関係者との間の職務上の利害関係の状況や私的な関係の経緯と現在の状況、行おうとする行為の内容等から、職務遂行の公正さに対する村民の懸念や不信を招くおそれがないと認められるときは、これらの行為を行うことを禁止するものではありません。

(講演等の規制)

第8 職員は、利害関係者からの依頼に応じて謝礼を受けて、講演、討論、講習における指導、著述、監修等（地方公務員法第38条第1項の許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ所属する倫理監督職員の承認を得るものとします。

(所属長への相談等)

第9 職員は、勤務時間外や職務外のものも含めて自らが行おうとする行為が、職務遂行の公正さに対する村民の懸念や不信を招くおそれがあるか否かについて、自身では、判断が困難な場合は、所属長に相談するものとします。

2 所属長は、前項の規定により職員から相談を受けた場合は、当該職員が行おうとする行為の内容、相手方との関係等を確認したうえで、この指針の内容を踏まえて、速やかに適切な助言や指導を行うものとします。

3 所属長は、前項の規定により助言や指導を行うにあたって、所属長限りで判断することが困難な事項がある場合は、倫理監督職員の助言や指導を受けるものとします。

(所属長の責務)

第10 所属長は、自らを厳しく律し率先してこの指針を順守するとともに、この指針に基づいて所属職員の倫理保持に関する指導監督を行うものとします。

(副村長の責務)

第11 副村長は、自らを厳しく律し率先してこの指針を遵守するとともに、職員のなかから倫理監督職員を指名し、倫理監督職員に対して、職員の倫理保持に関する必要な措置を講じさせるものとします。

(総務企画課長の責任)

第12 総務企画課長は、職員の倫理保持に関し、倫理監督職員に対する助言や指導を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

(指針に反する行為)

第13 職員がこの指針に定める禁止行為を行ったことにより、職務遂行の公正さに対する村民の疑念や不信を招いたと認められる場合は、地方公務員法の規定等に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

(雑 則)

第14 この指針の運用に関し必要な事項は、総務企画課長が定めるものとします。

附 則

この指針は、平成24年1月1日から施行する。